

登録住宅性能評価機関票

この標識は、登録住宅性能評価機関としての登録の主要な内容と、業務の内容を表示しています。

登録の区分	住宅の品質確保の促進等に関する法律第7条第2項第一号から第三号までに掲げる住宅の種別に係る住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則(平成12年建設省令第20号)第9条第一号から第三号までに定める区分
登録番号	国土交通省 関東地方整備局長 第15号
登録の有効期間	令和元年10月21日から令和6年10月20日まで
氏名又は名称	株式会社 神奈川建築確認検査機関
代表者の氏名	小野澤 浩岳
主たる事務所の所在地	神奈川県相模原市南区相模大野七丁目8番10号 電話番号 042(701)3935
実施する住宅性能評価の種類	設計住宅性能評価 建設住宅性能評価(新築住宅) 建設住宅性能評価(既存住宅)
住宅性能評価を行う住宅の種類	全ての住宅
住宅性能評価を行う区域	東京都の区域(島しょ部を除く。)、神奈川県、千葉県及び埼玉県全域並びに茨城県のうち、つくば市、土浦市、取手市、石岡市、かすみがうら市、つくばみらい市、守谷市、牛久市、龍ヶ崎市、稲敷市、阿見町、利根町、河内町及び美浦村とする。
確認を行う住宅の種類	全ての住宅
確認を行う区域	東京都の区域(島しょ部を除く。)、神奈川県、千葉県及び埼玉県全域並びに茨城県のうち、つくば市、土浦市、取手市、石岡市、かすみがうら市、つくばみらい市、守谷市、牛久市、龍ヶ崎市、稲敷市、阿見町、利根町、河内町及び美浦村とする。